

官報

号外 昭和三十五年二月十五日

○第八十四回 参議院會議録第七号

昭和三十五年二月十五日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第七号

昭和三十五年二月十五日

午前十時開議

- 第一 決算調整資金に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)
- 第二 昭和三十二年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、新議員の紹介
 - 一、請暇の件
 - 一、永年在職議員表彰の件
 - 一、国家公務員等の任命に関する件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第三百三十二番、地方選出議員、茨城県選出 岩上二郎君。
〔岩上二郎君起立、拍手〕

昭和三十五年二月十五日 参議院會議録第七号

新議員の紹介 請暇の件 永年在職議員表彰の件

○議長(安井謙吉) 議長は、本院規則第三十条により、岩上二郎君を農林水産委員に指名いたします。

○議長(安井謙吉) この際、お諮りいたします。橋本敦君から海外旅行のため十日間、山田勇君から海外旅行のため九日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(安井謙吉) この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員加瀬完君、藤田進君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって両君の永年の功勞を表彰することとし、その表彰文は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました両君に対する表彰文を朗読いたします。
〔加瀬完君起立〕

議員加瀬完君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します。

〔拍手〕

〔藤田進君起立〕

議員藤田進君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します。

〔拍手〕

表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(安井謙吉) 徳永正利君から発言を求められております。発言を許します。徳永正利君。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 私、本院議員を代表いたしました。ただいま永年在職のゆえをもって表彰せられました加瀬完君並びに藤田進君に対して、一言お祝いの言葉を申し上げます。

両君は、ともに、昭和二十八年第三回参議院通常選挙に当選され、自來今日まで二十五年の長きにわたり本院議員として御活躍をされました。

この間におきまして、加瀬完君は、社会労働委員長、交通安全対策特別委員長を歴任されました。日本社会党におかれましては参議院議員会長の要職につかれ、昨年七月には本院副議長に当選され、現在に至っております。

藤田進君は、昭和三十二年に内閣委員長に、その後、建設委員長、公害対策及び環境保全特別委員長などを歴任され、一方、党内にあっては、日本社会党の参議院国会対策委員長や議員会長の要職を務められました。

このように、両君はいずれも議院や会派の重要な役職を歴任され、そのすぐれた豊かな御人格と議見によりまして、議会制民主主義の確立と本院の使命達成のために指導的役割りを果たしてこられたのであります。

ここに、われわれ一同は、両君の二十五年間にわたる御功績に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、本日、榮譽ある表彰を受けられたことにつきまして、心からの祝意を表する次第であります。

現下わが国内外の諸情勢はまことに多事多難であります。速やかなる景気の回復を初めといたしまして、山積する諸問題に当面し、参議院に対する国民の期待もますます高まっております。どうか、両君におかれましては、この上とも健康に留意せられ、今後とも本院の権威高揚と議会民主政治の発展のために一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、お祝いの言葉といたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) ただいま表彰を受けられました両君から、それぞれ発言を求められております。順次発言を許します。加瀬完君。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 お許しをいただきまして、一言御礼を申し上げます。

ただいま、永年勤続のゆえをもって光榮ある表彰をいただき、さらに、身に余る御祝辞を賜りまして、感激ひとしおでございます。

私は、いま、「二十五年は遠くして近し 悔い悩みきてきよとなりたり」と、そういう心境でございます。十年たてば、二十年たてば、ささやかなりともその存在を、と念願してまいりましたが、短足の駄馬の歩みは遅々、悔いのみ残る歳月でございます。にもかかわらず、今日の榮譽に浴させていただきましたことは、ひとえに先輩、同僚各

昭和五十三年二月十五日 参議院会議録第七号

永年在職議員表彰の件 国家公務員等の任命に関する件 決算調整資金に関する法律案外一件

位の御指導、御厚情のたまものと、深く厚く御礼を申し上げる次第でございます。

私は、平和と民主主義と、そして不当なる支配に侵されざる教育の樹立を念願して、志を政治に託してまいりました。私は、今後もこの私の青い鳥を追い続けるつもりでございます。ただし、ますます老馬齢を加えるのみでありますので、せめてこれからは若き同僚各位の場所をさぎをせぬよう、年寄りの冷や水にならぬよう戒心してまいりつもりでございますので、倍旧の御交誼をお願いしてやみません。

ここに、改めて議員各位、そして私を今日までお育てくださいました郷党の方々に心よりこうべをたれ、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(安井謙君) 藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいはい、安井議長発議、満場の皆様方の御賛成をいただきまして、永年勤続表彰をいただきました。本当にありがとうございます。私ども、昭和二十八年当選をさしていただきまして、いま、徳永議員より身に余るお祝いの言葉をいただきましたが、かように風雪を重ねてまいりました。

ちょうど昭和二十八年は吉田茂内閣でございます。第十六国会、今回が第八十四回でございますから、差し引きますと六十九回の国会を経験す

ることになります。特に終戦直後、昭和二十八年十六国会は、冒頭、電気事業労働者に対するスト規制法が上程され、自来、警備法、教育二法あるいはまた日韓、安保、さらに大学管理法等々、この議場狭しと、与野党の鋭い対決の中に、あるときは混乱の中に、御承知のごとく、参議院はいろいろな経験を重ねてまいりました。ここ数年、与野党伯仲時代を迎えまして、それぞれの苦労はあるといたしましても、あくまでも話し合いの政治という形で、今日、参議院の議会改革の協議会も持たれるに至っているわけでございます。

ここに、私は、昭和二十八年以来長年議運理事を務めさせていただきまして、いまは物故者でございますが、草葉隆園あるいは寺尾豊、今日健在でございます。那祐一議運委員長等々のもので、いわば本参議院の本会議等の舞台回しの役を長年やらせていただきました。今日の国会法、参議院規則等の改正小委員となり、一年有余にわたって検討した結論が、いまの国会法であり、参議院規則でございます。

思い出はいろいろございますが、私は、今日わが日本が置かれております、国内においては特に深刻、長期にわたる不況、これをどうするか、また、日本をめぐる対外関係も、二百海里を今日大きなわが国の課題としておりますし、これに関連し、かつまた、大きな領土問題、皆さんとともに、変わらざる皆さんの御厚情をいただきまして、がんばってまいりたいと、かように考えてお

ります。

今日、こうして長年にわたります大過なき私の過去につきましては、皆様方の心からなる御厚情をいただき、また、郷里広島県の皆さん方の御支援をいただいたたまものと、心から感謝いたしております。

本日は、本当にありがとうございます。(拍手)

○議長(安井謙君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官に加藤六美君を、日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を、社会保険審査委員会委員に今村謙君を、同委員に黒木延君、河野共之君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、人事官、日本銀行政策委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(安井謙君) 次に、社会保険審査委員会委員及び同委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

○議長(安井謙君) 日程第一 決算調整資金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長崎均君。

審査報告書

決算調整資金に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年二月十四日

大蔵委員長 崎均
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、予見し難い租税収入の減少等に

より一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる事態に対処するため、決算調整資金を設置することとし、同資金の所屬及び管理、同資金への繰入れ等所要の規定を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十二年度一般会計補正予算(第2号)において、決算調整資金への繰入れ額として、二千億円が計上されている。

決算調整資金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年二月九日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

決算調整資金に関する法律案

決算調整資金に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、決算調整資金を設置し、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的とする。

(資金の設置)

第二条 この法律の目的を達成するため、決算調整資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)

第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

(資金への繰入れ)

第四条 政府は、各会計年度の一般会計において、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項に規定する剰余金を生じた場合においては、当該剰余金の金額から同項の規定により公債又は借入金償還財源に充てるべき金額を控除して得た金額を限り、当該年度の翌々年度までに、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入れのほか、特別の必要がある場合には、予算の定めるところにより、一般会計から資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)

第五条 資金は、前条第一項又は第二項の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)

第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

(資金の経理)

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金からの歳入への組入れ)

第七条 資金に属する現金は、各会計年度の一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる場合に限り、当該年度の翌年度七月三十一日までに、当該不足を生ずることとなる額(以下「決算上不足額」という。)を補てんするため、その全部又は一部を当該不足を生ずることとなる会計年度の一般会計の歳入に組み入れるものとする。

(資金の経理)

2 前項の決算上不足額の計算については、政令で定める。

(資金の経理)

第八条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に關し必要な事項は、政令で定める。

(資金からの歳入組入れに関する調査)

第九条 大蔵大臣は、第七条第一項の規定により資金に属する現金を歳入に組み入れたときは、その調査を作成しなければならない。

(資金に係る計算書)

2 内閣は、前項の調査を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

(資金に係る計算書)

3 大蔵大臣は、前項の調査を会計検査院に送付しなければならない。

(資金に係る計算書)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金に属する現金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

(資金に係る計算書)

2 内閣は、財政法第三十九条の規定により歳入

歳出決算を会計検査院に送付する場合において

は、前項の計算書を添付しなければならない。

附則

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国債整理基金からの繰入れ等)

第二条 第七条第一項の規定により資金に属する現金を一般会計の歳入に組み入れる場合において、資金に属する現金が決算上不足額に不足するときは、当分の間、当該不足する額を限り、国債整理基金(以下この条において「基金」という。)から基金に属する現金を資金に繰り入れることができる。

(国債整理基金からの繰入れ等)

2 前項の繰入れについては、基金の状況、国債の償還見込みその他の事情を勘案し、国債の償還等基金の運営に支障を生じないようにしなければならない。

(国債整理基金からの繰入れ等)

3 第一項の規定により基金に属する現金を資金に繰り入れた場合においては、当該繰り入れた日の属する年度の翌年度までに、予算の定めるところにより、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から資金に繰り入れなければならない。

(国債整理基金からの繰入れ等)

4 前項の規定により資金に繰り入れられた繰入

金に相当する金額は、直ちに基金に繰り入れなければならない。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四号の二の次に次の一号を加える。

第十五号の三 決算調整資金の管理に関すること。

第八条第四号の二の次に次の一号を加える。

審査報告書

昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年二月十四日

大蔵委員長 嶋崎 均

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十二年に政府から交付される水田総合利用奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けるこ

とにより、それぞれの負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十二年約三億円である。

昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年二月九日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十二年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した

金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田総合利用奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

木案施行に要する経費

木案施行による減収見込は、約三億円である。

(嶋崎均君登壇、拍手)

○嶋崎均君 ただいま議題になりました両案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、決算調整資金に関する法律案について申し上げます。

本案は、予見しがたい租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる事態に対処するため、決算調整資金を設置することとし、同資金の所屬及び管理、同資金への繰り入れ等所要の規定を定めるものでありまして、資金から決算上の不足を補てんした場合に、その調書を国会に提出して、事後にその承諾を求めることとしております。

同資金の財源としては、財政法第六条の純剰余金のうち公債償還財源以外のものを、予算の定めるところにより資金に繰り入れることができることとするほか、特別の必要がある場合には予算繰り入れを行うことができることとしております。

さらに、同資金に属する現金が決算上の不足額に不足するときは、当分の間の措置として、国債整理基金から資金に繰り入れることができることとし、繰り入れを行った場合には、その日の属する年度の翌年度までに、一般会計から資金を通じ

る。

と。

の。

の。

の。

の。

の。

の。

て同基金に返済しなければならぬこととしております。

次に、昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、衆議院の大蔵委員長の提出に係るものでありまして、昭和五十二年に政府から交付される水田総合利用奨励補助金について、所得税法及び法人税法上の特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

本法施行に伴う昭和五十二年の減収額は約三億円と見込まれております。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行い、決算調整資金制度を恒久的なものとする理由、資金設置と財政法との関係等、また、水田総合利用奨励補助金については、課税上の特例措置を単年度の時限立法とする理由、この特例措置を租税特別措置法に組み込むことの可否等について質疑がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、両案とも討論なく、順次採決の結果、決算調整資金に関する法律案は多数をもって、昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金に

ついでにの所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

まず、決算調整資金に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 次に、昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	安井 謙君
副議長	加瀬 完君
議員	太田 淳夫君 馬場 富君

和泉 照雄君	矢原 秀男君	中西 一郎君	吉田 実君
渡部 通子君	藤原 房雄君	齋藤 十朗君	坂元 親男君
桑名 義治君	相沢 武彦君	寺下 岩蔵君	林 道君
井上 計君	中野 明君	世耕 政隆君	小林 国司君
内田 善利君	塩田 啓典君	中山 太郎君	古賀雷四郎君
柳澤 錬造君	三木 忠雄君	河本嘉久蔵君	金井 元彦君
上林繁次郎君	阿部 憲一君	片山 正英君	梶木 又三君
岩崎 純三君	伊江 朝雄君	土屋 義彦君	長田 裕二君
原田 立君	矢追 秀彦君	木村 睦男君	八木 一郎君
田代富士男君	黒柳 明君	鍋島 直昭君	郡 祐一君
栗林 卓司君	藤井 恒男君	源田 実君	二木 謙吾君
原 文兵衛君	桧垣徳太郎君	林田悠紀夫君	丸茂 重貞君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君	大鷹 淑子君	平井 卓志君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君	井上 吉夫君	上條 勝久君
木島 則夫君	中村 利次君	初村滝一郎君	山本 富雄君
二宮 文造君	白木義一郎君	三善 信二君	増岡 康治君
小平 芳平君	多田 省吾君	堀江 正夫君	降矢 敬雄君
中尾 辰義君	向井 長年君	鈴木 正一君	高橋 圭三君
新谷寅三郎君	大石 武一君	高平 公友君	竹内 潔君
下村 泰君	江田 五月君	遠藤 要君	亀井 久興君
前島英三郎君	市川 房枝君	坂野 重信君	森下 泰君
青島 幸男君	秦 豊君	望月 邦夫君	最上 進君
田 英夫君	田代由紀男君	福岡日出磨君	宮田 輝君
遠藤 政夫君	北 修二君	安田 隆明君	細川 護熙君
下条進一郎君	熊谷 弘君	安孫子藤吉君	青井 政美君
浅野 敏君	長谷川 信君	岩上 二郎君	石破 二郎君
後藤 正夫君	堀内 俊夫君	大島 友治君	岡田 広君
戸塚 進也君	糸山英太郎君	植木 光教君	嶋崎 均君

増田 盛君	鈴木 省吾君
徳永 正利君	江藤 智君
大谷藤之助君	町村 金五君
岩動 道行君	西村 尚治君
藤田 正明君	楠 正俊君
玉置 和郎君	佐藤 信二君
藤川 一秋君	柿沢 弘治君
円山 雅也君	降矢 敬義君
藤井 裕久君	福島 茂夫君
有田 一寿君	森田 重郎君
野末 陳平君	成相 善十君
高杉 迪忠君	村沢 牧君
勝又 武一君	鳩山威一郎君
夏目 忠雄君	永野 巖雄君
矢田部 理君	案納 勝君
志苦 裕君	山東 昭子君
高橋 誉富君	中村 太郎君
目黒今朝次郎君	赤桐 操君
石本 茂君	久次米健太郎君
菅野 儀作君	山内 一郎君
安永 英雄君	竹田 四郎君
村田 秀三君	大塚 喬君
熊谷太三郎君	加藤 武徳君
内藤善三郎君	菅ヶ久保重光君
山崎 昇君	浜本 万三君
瀬谷 英行君	坂倉 藤吾君
佐藤 三吾君	下田 京子君
佐藤 昭夫君	大森 昭君

松前 達郎君	龜山 篤君
山中 郁子君	安武 洋子君
内藤 功君	吉田 正雄君
大木 正吾君	丸谷 金保君
沓脱タケ子君	小巻 敏雄君
福岡 知之君	森下 昭司君
青木 薪次君	粕谷 照美君
神谷信之助君	寺田 熊雄君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
和田 静夫君	立木 洋君
久保 巨君	小野 明君
田中寿美子君	野口 忠夫君
栗原 俊夫君	市川 正一君
渡辺 武君	秋山 長造君
小谷 守君	吉田忠三郎君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
河田 賢治君	宮本 顕治君
上田耕一郎君	

内閣委員	藤井 恒男君	補欠	井上 計君
地方行政委員	山本 富雄君	補欠	園田 清充君
法務委員	戸塚 進也君	補欠	衛藤征士郎君
大蔵委員	真鍋 賢二君	補欠	熊谷 弘君
社会労働委員	園田 清充君	補欠	山本 富雄君
商工委員	真鍋 賢二君	補欠	藤井 恒男君
予算委員	小平 芳平君	補欠	峯山 昭範君
決算委員	山中 郁子君	補欠	神谷信之助君

井上 計君 三治 重信君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

科学技術振興対策特別委員会
理事 吉田 正雄君(森下昭司君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和五十一年度一般会計補正予算(第2号)

昭和五十一年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第2号)

昭和五十一年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 電離層観測衛星打上げ及び種子島宇宙センターの整備状況の実情調査

一、派遣委員

藤原 房雄 吉田 正雄
塩出 啓典 佐藤 昭夫
亀井 久興

一、派遣地 鹿兒島県
 一、期間 二月十五日及び十六日の二日間
 一、費用 概算三六六、四〇〇円
 右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十三年一月三十一日

科学技術振興対策特別委員長 藤原 房雄

参議院議長 安井 謙殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員寺田熊雄君提出ガソリンの食糧援助要請に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員安恒良一君提出三菱金属株式会社・日本電子金属株式会社社の労使紛争に関する質問については、調査・検討する必要がある、これに日時を要するため、二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十二年一般会計補正予算(第2号)

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十二年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

昭和五十三年二月十五日 参議院会議録第七号

議長の報告事項

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法
 去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

山本 富雄君

安武 洋子君

神谷信之助君

補欠

熊谷 弘君

内藤 功君

上田耕一郎君

決算委員

辞任

下田 京子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

去る三日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的

瀬戸内海地域における水質汚濁・大気汚染等

公害の発生状況及びその対策の実情調査

本四架橋計画に伴う環境問題の実情調査

一、派遣委員

久次米健太郎 原 文兵衛

矢田部 理 田代由紀男

粕谷 照美 坂倉 藤吾

中野 明 杏脱タケ子

柳澤 鍊造

一、派遣地 兵庫県 岡山県 香川県

一、期間 二月六日から同月八日まで三日間

一、費用 概算三四五、六〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十三年二月三日

公害対策及び環境保全特別委員長 田中寿美子

参議院議長 安井 謙殿

去る四日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

集団代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一名発議)

去る六日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

去る七日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

茨城県選出(二月七日当選)

岩上 二郎君(岩上妙子君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案

石油稅法案

国有林野事業改善特別措置法案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

橋本 敦君

橋本 敦君

社会労働委員

辞任

小笠原貞子君

農林水産委員

辞任

下田 京子君

運輸委員

辞任

内藤 功君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

松本 英一君

同日議長は、次の議員提出案の予備審査のため衆議院に送付した。

集団代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一名発議)

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

補欠

下田 京子君

小笠原貞子君

農林水産委員

辞任

補欠

小笠原貞子君

下田 京子君

予算委員

辞任

補欠

峯山 昭範君

相沢 武彦君

決算委員

辞任

補欠

案納 勝君

坂倉 藤吾君

三治 重信君

木島 則夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

勝又 武一君

松本 英一君

原田 立君

小平 芳平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会

理事

藤田 正明君 (鳩山威一郎君の補欠)

理事

福間 知之君 (藤田進君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和三十二年の水田総合利用奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

決算調整資金に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和三十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

環境庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求むるの件

通信委員会に付託

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本

院の同意を求むる旨の要求書を受領した。

記

(三月二十二日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。

加藤 六美

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。

平井富三郎

(昭和五十二年十一月一日死亡の橋井貞の後任)

記

同日内閣から、左記の者を国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

記

(昭和五十二年十二月二十八日任期満了の河野

鎮雄の後任)

(委員長) 今村 謙

(二月二十八日任期満了による再任)

(委員) 黒木 延

(近く辞任予定の竹下精紀の後任)

(同) 河野 共之

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

内藤 功君

補欠

橋本 敦君

運輸委員

辞任

補欠

橋本 敦君

内藤 功君

決算委員

辞任

補欠

坂倉 藤吾君

案納 勝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

小平 芳平君

原田 立君

科学技術振興対策特別委員

辞任

補欠

塩出 啓典君

峯山 昭範君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際協力事業団法の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和三十二年の水田総合利用奨励補助金につ

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和五十三年一月三十一日提出し、同日議長の承認を得た電離層観測衛星打上げ及び種子島宇宙センターの整備状況の実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「藤原房雄、吉田正雄、塩出啓典、佐藤昭夫、亀井久興」とあるのを「藤原房雄、吉田正雄、佐藤昭夫、亀井久興、峯山昭範」に変更したい。右のとおり承認を求めます。

昭和五十三年二月十日

科学技術振興対策特別委員長 藤原 房雄

参議院議長 安井 謙殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員安恒良一君提出三菱金属株式会社・日本電子金属株式会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

参議院運営委員

辞任

橋本 敦君

補欠

神谷信之助君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案
審議会等の整理等に関する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

藤川 一秋君

補欠

戸塚 進也君

宮崎 正義君

原田 立君

橋本 敦君

内藤 功君

外務委員

辞任

矢追 秀彦君

補欠

多田 省吾君

大蔵委員

辞任

戸塚 進也君

補欠

藤川 一秋君

宮田 輝君

高平 公友君

吉田忠三郎君

丸谷 金保君

多田 省吾君

矢追 秀彦君

社会労働委員

辞任

小笠原貞子君

補欠

安武 洋子君

農林水産委員

辞任

丸谷 金保君

補欠

吉田忠三郎君

原田 立君

宮崎 正義君

商工委員

辞任

安武 洋子君

補欠

小笠原貞子君

運輸委員

辞任

高平 公友君

補欠

宮田 輝君

内藤 功君

橋本 敦君

予算委員

辞任

赤桐 操君

補欠

森下 昭司君

上田耕一郎君

山中 郁子君

決算委員

辞任

宮之原貞光君

補欠

矢田部 理君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教委員会

理事 粕谷 照美君 (宮之原貞光君の補欠)

運輸委員会

理事 青木 新次君 (瀬谷英行君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

決算調整資金に関する法律案可決報告書

昭和五十二年の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案可決報告書

同日内閣から、健康保険法第七十一条ノ四第五項の規定に基づく政府の管掌する健康保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

同日内閣から、船員保険法第五十九条第九項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

同日内閣から、船員保険法第五十九条第九項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

ガンビアの食糧援助要請に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年一月二十一日

参議院議長 安井 謙殿

寺田 熊雄

ガンビアの食糧援助要請に関する質問主意書

昨年夏、西アフリカ地方は干ばつに見舞われ、

農業生産に深刻な打撃を受けたが、とりわけ、ガンビアの被害は甚大といわれ、同国政府は、昨年九月、わが国に食糧援助を要請したと聞いている。

開発途上国に対する援助は、わが国の如き経済大国にとつて当然の国際的責務であるが、特に、右のような緊急を要する援助については、人道上からも、速やかなる対応をなすべきものと考えらる。

ついでには、次の事項について、明確なる回答を求めらる。

一 ガンビア政府から、昨年中、わが国に対し、緊急食糧援助の要請があつたか。

二 右について、政府は、どのような対策を講じたか。

三 また、未だ、その対策を講じていないとすれば、どのような対策を準備中であるか。

四 右の対策は、いつ頃までに実施に移すつもりであるか。

右質問する。

昭和五十三年一月三十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員寺田熊雄君提出ガンビアの食糧援助要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員寺田熊雄君提出ガンビアの食糧援助要請に関する質問に対する答弁書

一 について

ガンビア政府より我が国に対し昨年八月及び九月同国の干ばつに関連して緊急食糧援助(食糧購入に充てる現金拠出を含む)の要請があつた。

二から四までについて

政府としては、右ガンビアよりの要請を受けた後、ガンビアの干ばつの状況等に係る情報の収集等を行い、対処振りを検討しており、速やかに結論を出す所存である。

三菱金属株式会社・日本電子金属株式会社の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年一月二十三日

安恒 良一

参議院議長 安井 謙殿

三菱金属株式会社・日本電子金属株式会社の労使紛争に関する質問主意書

東京都千代田区大手町一丁目五番二号に本社を置く三菱金属株式会社(以下「三菱金属」という。)並びに日本電子金属株式会社(以下「日本電子金属」という。))と、総評全国金属労働組合東京地方

本部日本電子金属支部(以下「日本電子金属支部」という。))との労使紛争につき以下の諸点について質問するので、政府、労働大臣並びに警察庁長官の見解を賜りたい。

一 三菱金属と日本電子金属との関係、株式所有、役員人事、取引資金関係などについていかになつていのか明らかにされたい。

二 昭和五十三年一月十一日、全国金属労働組合の組合員四名が警察の手によつて逮捕されたやりに聞いているが、その逮捕はいかなる理由によりなされたものか明らかにされたい。

三 昭和五十二年十二月十三日、日本電子金属支部の組合員らが、会社の工場閉鎖提案に対して、日本電子金属並びに三菱金属の本社所在地三菱金属ビルに、団体交渉にのぞんだ際、同ビル内三菱金属不動産株式会社などにあらかじめ私服警察官を配置し、組合に挑発をかけてきたやりに聞いているが、その真相を明らかにされたい。

四 全国金属労働組合中央本部、同東京地方本部、日本電子金属支部が連名で、東京都労働委員会に不当労働行為の申し立てを行つていっているが、その申し立て内容並びに進行状況について明らかにされたい。

五 本件紛争は、今日の雇用危機の中で、工場閉鎖提案、労働者にとつて労働権、家族を含めた生活権を奪われるという深刻な状況の中で発生した紛争であるが、政府、労働省は、いかによう

な処置をとられる所存か見解を賜りたい。右質問する。

昭和五十三年二月十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員安恒良一君提出三菱金属株式会社・日本電子金属株式会社の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員安恒良一君提出三菱金属株式会社・日本電子金属株式会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一 について

三菱金属株式会社(以下「三菱金属」という。))は、現在、日本電子金属株式会社(以下「日本電子金属」という。))の株式の百パーセントを保有していると承知している。

また、役員関係については、両社の役員を兼務している者は二名であると承知している。

なお、三菱金属と日本電子金属との取引資金関係については、三菱金属が日本電子金属に対し、債務保証及び融資を行つていっていると承知している。

二 について

警視庁は、昭和五十二年十二月十三日、国民春闘共闘会議・東京春闘共闘会議が行つた「一・二三秋闘第四次統一行動」に際し、総評全

国金属労働組合東京地方本部日本電子金属支部(以下「全金日本電子金属支部」という。)の組合員等約百二十人が、同日九時三十分ごろ、東京都千代田区大手町一―五―二所在の三菱金属本社に押しかけ、同社長に面会を求め、警備に当たつていた同社の管理者等の制止を振り切り、これに体当たりするなどの暴行を加え、更に事務所入口ドア、ロッカー等に突き当たるなどして、これらの物を損壊した事件につき、昭和五十三年一月十一日、被疑者四人を、建造物侵入罪及び暴力行為等処罪ニ関スル法律違反で逮捕した。

三について

政府は、労働運動に関し不介入の方針であることはいうまでもない。

しかしながら、労働運動に伴うものであると否とを問わず、違法行為が行われる場合は、法の定めるところに従つて必要な取締りを行うことは、警察の責務である。

本件の場合、当日(昭和五十二年十二月十三日)、全金日本電子金属支部の組合員等約百二十人に及ぶ多数の行方集団行動に伴い、違法事案の発生が予想されたので、警視庁は、二人の警察官を派遣し、警戒に当たつたものであり、警察が組合員を挑発した事実はない。

四について
東京都地方労働委員会に対する不当労働行為救済申立てについては、全金日本電子金属支部

等から、昭和五十三年一月十八日には、三菱金属を被申立人として、同社が日本電子金属の小金井工場の閉鎖問題に関する団体交渉を拒否したとして救済申立てが行われ、また、同月二十三日には、三菱金属及び日本電子金属を被申立人として、両社が日本電子金属の小金井工場の閉鎖等に関連して労働組合の運営に対する支配介入を行つたとして救済申立てが行われており、両事件とも、現在、同地方労働委員会において審問前の手続を進めているところであると聞いている。

五について

本件紛争は、昭和五十二年十月五日、会社が約二十三億円に達する累積赤字と内外経済環境の変化等を理由として、同社小金井工場を閉鎖し、昭和五十三年一月一日を期して東洋シリコン株式会社と合体して新会社を設立し、同工場の従業員は、千葉県野田市の新会社の工場に移動させるとの「シリコン事業の再編方針」を全金日本電子金属支部に提示したことに起因するものと聞いている。

政府としては、労使が雇用問題をはじめとする今日の厳しい情勢を十分認識し、相互信頼の上に立つて話し合いを続け、問題の合理的な解決を図ることを期待しつつ、東京都当局とも連絡の上、関係者に対して必要な助言、指導等を行つてまいる所存である。

〔参照〕
二月七日議長において、左のとおり議席を指定した。

一三二 岩上 二郎君

第四号中正誤

べ 段行 誤 正

き 一 二 誤 正
き 一 二 誤 正
き 一 二 誤 正

三 一 六 諸國 諸國

第五号中正誤

べ 段行 誤 正

き 一 二 誤 正
き 一 二 誤 正
き 一 二 誤 正

三 一 〇 諸國 諸國

三 一 〇 諸國 諸國

三 一 〇 諸國 諸國

昭和五十三年二月十五日 参議院会議録第七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代) P107